

11月臨時教育委員会議事録

- 1 日 時 平成24年11月13日(火) 午後2時00分から午後2時33分まで
- 2 場 所 宗像市役所本館3階・301会議室
- 3 出席委員 委員長 井上裕之
委員 川上美子
委員 平田良枝
委員 中岡政剛
教育長 久芳昭文
- 4 その他の出席者 教育部長灘谷辰生、市民協働・環境部長福崎常喜、教育部理事兼主幹指導主事後藤正弘、教育政策課長安部武彦、学校管理課長占部晃、市民活動推進課長磯部輝美、経営企画課行政評価係長立花裕二、経営企画課行政評価係主任主事狩野長江、教育政策課主幹兼政策係長岡田光晴、教育政策課政策係主任主事許斐知加

5. 議案

- ① 議案第24号 宗像市体育施設条例の一部を改正する条例(案)について(資料1)《承認》
- ② 議案第25号 宗像市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)について(資料2)《承認》
- ③ 議案第26号 宗像市立学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例(案)について(資料3)《承認》
- ④ 議案第27号 宗像市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(資料4)《承認》
- ⑤ 議案第28号 宗像市陶芸施設条例の一部を改正する条例(案)について(資料5)《承認》
- ⑥ 議案第29号 宗像市陶芸施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)について(資料6)《承認》

【久芳教育長】 本日提示している議案につきましては、市の施設における受益者負担の適正化の取組みにより、その一部を改正するものです。それぞれ関連がございますので、一括して説明させていただきます。

【市民活動推進課長】 本日の議案は大きく3つの項目からなっております。1点目が料金見直しに伴う条例の改正案、2点目が電気料金等の消費税見直しに対応する規則の改正案、3点目が玄海小学校移設に伴う市運動広場のBグラウンドとテニスコートの学校施設への移管による市体育施設からの削除です。今回の使用料見直しの前提となる基本的な考え方及び対応につきまして、所管課である経営企画課職

員が説明をいたします。その後、本日資料の差替えをお願いしております訂正箇所の確認と理由を説明いたします。項目ごとの説明は省かせていただきます。

【経営企画課行政評価係長】 別添資料参照。議事録なし。(▲7分44秒)

【市民活動推進課長】 別添資料及び当日配布資料参照。議事録なし。(▲6分5秒)

【学校管理課長】 資料1参照。議事録なし。(▲3分27秒)

【井上委員長】 ご意見ご質問がございますか。これまで使用料の見直しはなされていないのですか。

【市民活動推進課長】 約20年前に貸館施設の料金の見直しを行ったと聞いております。玄海地区にありますB&Gの海洋センターにつきましては、昭和56年の建設当初から見直しがなされていないので、今回が初めての見直しになるのではないかと考えております。

【井上委員長】 概ね5年で見直しを行うとのことですが、原価の変更等、変えざるを得ない状況になった場合に見直しを行うのですか。

【経営企画課行政評価係長】 見直しにつきましては、原価の変更等もございますし、社会情勢の変化もあると思います。120パーセントルールであげさせていただいておりますが、本来の金額に近づかないものもございます。そのような点も加味しまして、5年ごとに経費を計算して見直しをさせていただく方針です。

【井上委員長】 受益者負担割合の見直しも考えられますか。

【経営企画課行政評価係長】 現在のところは考えておりません。

【川上委員】 今回の受益者負担の適正化により、資料にある現在は税負担で補われている部分が受益者負担となるのでしょうか。

【経営企画課行政評価係長】 受益者負担の総額が、約2千万円増加すると試算しています。

【井上委員長】 今回の改定で全額免除の枠が拡大している点は非常に好感が持てます。この先、減免対象が見直される可能性もありますか。

【市民活動推進課長】 これまでも減免ルールはございましたが、今回のように一定の明確な基準は設けておりませんでした。今後は今回定めた基準が全てのベースになりますが、減免対象を狭めたり減免を廃止したりする場合は対象者の納得を得るのが難しくなると思います。

【井上委員長】 例えば、今回の資料を見て自分たちは全額免除の対象とならないのかなど、問い合わせや苦情が寄せられる可能性がありますか。

【市民活動推進課長】 スポーツ施設や文化施設につきましては、基本的に使用料を払って利用することが定着してきておりますし、今回の改定により減免の範囲が拡大して恩恵を受ける団体が増えますので、そのようなご意見等が出てくる可能性はあまりないと思っています。

【川上委員】 条例と施行規則の関連で、資料1と2に関してですが、今回の改正により書き方が条例の方では、9ページですと、今までは入場料を徴収する場合と徴収しない場合を分けて料金設定してあります。今回、「営利を目的とする場合の使用料の額はこの表の3倍とする」という書き方に条例の方は変えられたと思いますが、施行規則の方が、料金は入場料をとる場合の全部を使う時と一緒

というふうに表にはなっているのですが、その書き方が、片方が営利を目的としてとなっていますが、現行の使用料に関しては前のままの記述の入場料を徴収するかしないかの分け方で書かれていますので、その辺の整合性は取られないのですか。

【市民活動推進課長】 法制担当と再確認しまして、表現について検討させていただきます。

【中岡委員】 今回料金改定される施設はすべて指定管理になっているのでしょうか。

【市民活動推進課長】 すべてが指定管理というわけではございません。市民体育館、B&Gの体育館、弓道場につきましては指定管理ですが、勤労者体育センター、陶芸施設、学校開放施設は業務委託の形態をとっております。

【中岡委員】 ほとんどの施設が値上げになると思いますが、大島のゲートボール場の料金が下がっている理由があれば教えてください。

【市民活動推進課長】 ゲートボール場につきましては、コストから導き出した金額ではなく周辺市町村の平均単価を用いております。現在周辺市町村の同等の施設よりも高い料金設定になっているため、今回の改定により値下げとなりました。

【井上委員長】 他にご質問等がなければ、議案第24号から第29号までを承認いただけますか。

【各委員】 はい。

【井上委員長】 審議はすべて終了しました。ありがとうございました。

次回開催予定日 11月20日(火) 午前9時30分開始

平成24年12月19日

井上裕之

川上美子